

大阪市大正区役所と大阪プロレス株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市（大正区役所）（以下「甲」という。）と大阪プロレス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が情報及び意見の交換に努め、次条で定める各連携事項において相互に協力し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域の活性化及び美化に関すること
- （2）防犯活動に関すること
- （3）スポーツ及び教育に関すること
- （4）区政のPRや情報発信に関すること
- （5）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議を行う。また、具体的な実施事項は、甲乙合意のうえ決定するものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定で知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月17日

甲：大阪市

協定締結担当者 大正区長 村田 哲志

乙：大阪プロレス株式会社

代表取締役社長 大林 賢将